

○建築工事における熱中症対策に係る費用について（試行）

令和元年6月14日 元農振第622号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年5月22日付け元農振第223号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により、現場管理費率の補正を行っているところであるが、今般、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和元年5月22日付け国営計第6号、国営積第1号、国営建技第1号大臣官房官庁営繕部計画課営繕計画調整官、営繕積算企画調整室長、整備課建設技術調整室長通知）が示されたことから、建築工事における熱中症対策に係る費用についても、下記のとおり定め、令和元年6月21日以降に入札書提出期限が設定されている工事から試行することとしたので、貴局管内の国営事業（務）所長に対し、貴職から通知するとともに、適正な対応をお願いする。

記

1 対象工事等

(1) 対象工事

全ての建築工事とする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

2 積算方法等

熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合には、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）

(2) ドライミスト

(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として、(1)については直接工事費に計上し、(2)及び(3)については共通仮設費に積み上げ計上する。なお、土木工事と一括して発注する場合においては、土木工事と重複しないよう留意されたい。

3 特別仕様書等への記載について

次の記載例を参考として適用する。

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他
○ 熱中症対策に係る費用の計上
(1) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。
ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
イ ドライミスト
ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
 - ・ 作業場換気用送風機
 - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
 - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
 - ・ 遮光チョッキ、空調服
- 等